

## LGBTQ+性的少数者への差別を禁止する法律等の制定を求める意見書

人が個人の尊厳をもち、権利において平等であることは、日本国憲法において確認されており、性的指向や性自認による差別が許されないことは当然のことです。

国連人権理事会における普遍的定期的審査（2008年、2012年、2017年）でも、性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための措置を講じることが勧告されています。

去年はドイツで開催されたG7エルマウ・サミットにおいて、岸田首相もその一員として参加する中、首脳宣言では、性的マイノリティも含めた「誰もが差別や暴力から保護されること」への「完全なコミットメントの再確認」が示されました。

G7各国のうち、性的マイノリティに関する差別禁止法や、同性カップルの法的保障などがないのは今や日本だけとなっています。

すでに、地方自治体においては255自治体が、パートナーシップ制度を導入し、人口にして65.2%に及んでいます。

国も速やかに、性的指向や性自認に関わらず人権を享有することや平等であることを明示する法律を制定すべきです。

本市議会は、国会及び政府に対し、誰もが個人として尊重され、差別を許さず、多様性が尊重される社会をつくるために、性的少数者への差別を禁止する法案の成立、並びに婚姻の平等を実現する民法改正を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年3月28日

撰 津 市 議 会